

区民の声の公表（令和5年3月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
国民健康保険料及び介護保険料控除証明書の電子化に関して	毎年e-Taxにて確定申告を行っています。世田谷区からは、国民健康保険料及び介護保険料控除に関して、「紙」の通知書が送られてきます。e-TaxではXMLデータで自動入力する仕組みがありますが、区役所の担当窓口で聞きましたところ、電子証明書の発行には対応していないとの事でした。デジタル庁がDX化を進める中で、かなり遅れている印象です。早急に「紙」ではなく、XMLデータでの電子証明書の発行を進めて頂くよう強く要望いたします。	国民健康保険料・介護保険料の収納額の通知書については、確定申告の必須添付資料ではないため、口座振替にしている世帯のみ「口座振替済通知書」を毎年12月下旬に郵送しています。また、介護保険料は、特別徴収（年金からの徴収）の方は日本年金機構より「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬に発送されています。現在、国民健康保険料・介護保険料の納付状況につきましては、XML形式を含めデータでは送信することができないため、ご要望には沿えません。なお、国はマイナンバーカードを利用した電子申請を進めています。現在のところ、ご要望されたような仕組みは示されていませんが、そのような仕組みが示された際には検討していきます。	保健福祉政策部 保険料収納課  高齢福祉部 介護保険課	電話 03-5432-2339 FAX 03-5432-3038  電話 03-5432-2643 FAX 03-5432-3042	令和5年3月1日	
幼稚園 子育て支援	3人目の子供が2歳です。満3歳児保育を行なっている幼稚園に通わせたいと思っています。世田谷区はなぜ無償化の対象が満3歳を迎えてからなののでしょうか？同じ学年の子どもなのになぜ生まれた月で補助を受けられるかが変わるのでしょうか？何をしても早生まれは損に感じます。なぜそのような制度なのか納得できる説明をいただきたいです。	ご質問の私立幼稚園の無償化の給付対象を「満3歳の誕生日を迎えた園児」としている理由は、法令の定めによるものです。子ども・子育て支援法第30条の4第1項において、幼稚園を利用する園児の給付対象は「満3歳以上の小学校就学前子ども」と定められています。幼稚園は学校教育法第26条で入園資格が「満3歳から」とされていること等から、「満3歳になった日」から無償化の対象となっています。区としましては、国の定めた仕組みに基づいて支給事務を行っており、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。	子ども・若者部 子ども・若者支援課	電話 03-5432-2066 FAX 03-5432-3016	令和5年3月3日	
戸籍手数料免除について	戸籍謄本が必要になったため、ホームページで郵送で請求する方法を確認し、請求しました。その後自宅に郵送いただきましたが、手数料が無料になったとのメモと共に、定額小為替が返送されました。手数料自体がなくなったことは、大変ありがたく感じています。ただ、ホームページにはそのような記載がなかったため、事前にわからず、対応していませんでした。ホームページにも反映していただきたいと思います。小為替も戻していただきましたが、発行にも手数料がかかっていますので無料だと初めからわかっていたら取得する必要もなく、もっと早く申請できたな・・・という気持ちです。ご検討ください。	戸籍に関する証明手数料を免除するケースは多岐に渡るため、ご覧いただいたページ（ページ番号5294）の「お送りいただくもの」「2.手数料」の項目には、「なお、使用目的が公的年金の裁定請求などの時は、手数料が無料となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。」と記載しています。いただいたご意見を基に、今後は公的年金の裁定請求以外の代表的なケースも掲載するなど、より一層分かりやすい内容を検討し、改良していきます。	地域行政部 住民記録・戸籍課	電話 03-5432-2239 FAX 03-5432-3077	令和5年3月3日	<a href="#">※後日、ホームページを改訂しました。</a> <a href="#">国内から郵送で戸籍の証明を申請する方法</a>
ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の実施について	転園できない待機及び保留児童が現在世田谷区民として存在しています。保育園に入園できないのであれば、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の対象区として世田谷区も事業実現に向けて施策の検討から実現実行までお願いします。次世代を担う子供を全く支えていない現状があり、「子ども・子育て応援都市」を宣言されているのであれば実現させてください。	世田谷区では、集団保育による保育の質を確保するという方針にもとづき待機児童の解消を目指してきた経緯や、ベビーシッター事業は、その密室性や、保育者が一人で保育に当たり、その保育者も固定化されていないことからベビーシッター利用に関する補助事業は実施していません。ご希望に沿うことができず、大変申し訳ございません。	子ども・若者部 保育認定・調整課	電話 03-5432-2313 FAX 03-5432-3018	令和5年3月8日	
せたがやペイの改善への提案	昨年の還元率が高く、すぐに予算オーバーとなり、取組みが中断されました。お年寄りや、少額で買い物をして、還元されることを楽しみにしています。お金持ちの方が一度に大量に購入するなど、大変、不公平な制度でした。例えば、一人の還元率の上限を5000円とかに抑え、広く、長く使えるようにしてください。	区では、世田谷区商店街振興組合連合会が運営する、せたがやPayを支援しています。昨年実施しました、30%ポイント還元キャンペーンの「せたがや全力応援祭」は、東京都の補助制度も活用し、コロナ禍や急速に進む物価高騰を踏まえ、区内の中小のお店を支援するために行ったものです。還元率が高かったことから、多くの方にご利用いただき、早期に予算上限に達したため、当初予定していたキャンペーン期間よりも早く終了することとなりました。このことも踏まえ、4月以降のせたがやPayでは、還元率や一人当たりのポイント付与上限額を抑え、広く、長い期間ご利用いただけるような仕組みを実施する予定です。	経済産業部 商業課	電話 03-3411-6667 FAX 03-3411-6635	令和5年3月8日	

<p><b>フリースクールでの給食無償提供</b></p>	<p>区内の公立小中学で給食の無償提供を行うとの事ですが、なぜ区営のフリースクールでは給食の無料提供がないのでしょうか。フリースクールを差別的に扱うのは絶対に納得いきません。規模が小さくて難しいのであれば、宅配弁当やハウチャアの配布などの選択肢もあると思います。公立小中学校が無償提供で、フリースクールが自己負担というのであれば、経済的に厳しいからという理由でフリースクールへ行くことを認めない親が出てくるのではないのでしょうか。全ての子どもに平等な権利を与えてください。</p>	<p>学校給食の提供にあたっては、国が定める学校給食衛生管理基準に沿った調理や配膳等の作業ができる給食施設を整備する必要があり、ご意見の中にありますフリースクール（ほっとスクール）内に給食施設を新たに整備することは必要なスペースの確保などの課題があり、また、太子堂調理場からの給食配送についても、同様に施設整備の課題から困難な状況にあります。</p> <p>また、令和5年度に限り区立小・中学校の給食費無償化を実施する予定ですが、ご事情により登校ができない児童・生徒の昼食については、ご家庭で食事を用意したり、ほっとスクールに通う場合にはお弁当を持参していただいているなど、必ずしも負担軽減につながらない面があると認識しています。</p> <p>ほっとスクールに通う児童・生徒への対応として、在籍校における給食提供のほか、希望するご家庭が民間事業者の弁当を注文できるような対応策など、給食や弁当用意にかかる負担をできる限り軽減するための方策について、今後、検討していきます。</p> <p>学校給食の提供や給食費無償化に伴う対応について、教育委員会としてできる限りの対応に努めていきます。全てのご希望にお応えすることは難しい面もありますが、ご理解いただきたく、よろしくお願いいたします。</p>	<p>教育総務部 学校健康推進課</p> <p>教育政策部 教育相談・支援課</p>	<p>電話 03-5432-2696 FAX 03-5432-3029</p> <p>電話 03-6453-1511 FAX 03-6453-1534</p>	<p>令和5年3月8日</p>	
<p><b>プラスチックごみ</b></p>	<p>容器包装プラスチックを資源ごみにしてください。 他区から引越し予定ですが、保育園の子どもプラ分別を覚えたのに、また可燃ゴミに戻ることが残念です。</p>	<p>現在、区では、資源化のルートが確保された一部のプラスチックを除いて、可燃ごみとして収集し、清掃工場で焼却・熱回収したうえで、発電や温水プール等に有効利用しています。</p> <p>現在、公共施設等において実施している拠点回収事業については、以下よりご参照ください。</p> <p>【回収ボックス方式による回収（ページ番号：190101）】 &gt;<a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/004/001/d00190101.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/004/001/d00190101.html</a> 【回収員手渡し方式による回収（ページ番号：25799）】 &gt;<a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/004/001/d00025799.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/004/001/d00025799.html</a> 【事業者による店舗での自主的な資源回収（ページ番号：12055）】 &gt;<a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/004/001/d00012055.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/004/001/d00012055.html</a></p> <p>また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、環境に配慮した持続可能な循環型社会の実現を目指す世田谷区においても、プラスチックの分別収集に向けた社会的要請は日々高まっているものと考えています。</p> <p>プラスチックの分別収集にあたっては、リサイクルの手法により二酸化炭素削減効果が大きく変化することや、実施にあたり多大な経費が必要となるなどの課題があるため、国や都の支援策の動向、及び他自治体の取り組みを注視するとともに、清掃・リサイクル審議会等を通じて十分な検討を行い、世田谷区としての方針・対応を今後決定していきます。</p>	<p>清掃・リサイクル部 事業課</p>	<p>電話 03-6304-3267 FAX 03-6304-3341</p>	<p>令和5年3月9日</p>	
<p><b>防災無線の改良</b></p>	<p>防災無線が聞こえない。区民（希望者）からメールアドレスを収集し、防災情報はメールで送るようにしてほしい。 アドレス収集の案内は、ホームページや区の広報誌で行うと良いと思います。</p>	<p>防災行政無線塔からの放送は、防災行政無線塔からの距離や、天候、風向き、高層建築物の有無などの周辺環境により、聞こえやすさに若干の地域差が出るものと思われます。</p> <p>区では、災害時に区民の皆様へ情報をお伝えする際には、防災行政無線塔からの放送に加え、防災行政無線塔の放送後に電話で放送内容を確認できる電話応答サービス、区ホームページ、ツイッター、エフエム世田谷（ラジオ）など、さまざまな手段で情報を発信し、災害時の情報をお伝えできるよう努めています。</p> <p>その情報発信手段1つとして、メールアドレスを登録された方に防災情報等の配信を行う「災害・防犯情報メール配信サービス」がございます。下記のホームページにメールアドレスの登録方法のご案内がございますので、ぜひご利用ください。</p> <p>世田谷区ホームページ「災害・防犯情報メール配信サービス」 <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/002/d00124762.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/002/d00124762.html</a></p>	<p>危機管理部 災害対策課</p>	<p>電話 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014</p>	<p>令和5年3月10日</p>	
<p><b>駒沢大学駅の駐輪問題</b></p>	<p>駒沢大学駅周辺の駐輪場が不足しており、さらに区立駒沢駐輪場は高低差のあるラックで停めにくく、飲食店の利用等を目的とした短時間駐輪もしにくく、非常に不便である。 区立駐輪場の整備予定や近隣商業施設への駐輪場設置の働きかけなど、今後の取り組みについて教えていただきたい。</p>	<p>世田谷区では、放置自転車対策として、駅周辺における通勤通学等を目的とした長時間駐輪の区立駐輪場を整備しており、駒沢大学駅周辺においては、平成30年11月に増設し、駒沢駐輪場（駒沢2-6-17）と駒沢第二駐輪場（上馬4-3-20）の2箇所となっています。</p> <p>また、買い物等を目的とした短時間駐輪につきましては、民間事業者との連携による駐輪環境の整備を促進するため、駐輪場整備費用の助成や一定規模以上の商業施設等の新築・増築する際に駐輪場を設置しなければならない附置義務制度により、民営駐輪場の誘導に取り組んでいます。</p> <p>新たな駐輪場整備につきましては、用地の確保にあたっては、駐輪場としての条件や土地所有者の意向によることもあり、大変難しい状況にあります。</p> <p>区といたしましては、引き続き、既存駐輪場等の有効活用や整備費用助成・附置義務制度による民営駐輪場の誘導、鉄道事業者との連携による整備なども含め、利用しやすい駐輪環境の整備に努めていきます。</p>	<p>土木部 交通安全自転車課</p>	<p>電話 03-6432-7967 FAX 03-6432-7996</p>	<p>令和5年3月13日</p>	

<p><b>区立図書館におけるCDのリクエスト予約について</b></p>	<p>区立図書館に所蔵のないCDをリクエストしたいと思い、申し出たところ、「リクエストできるのは図書のみで、CDは対象外」と言われました。対応した職員によると、「CDに関しては、利用者からの要望を受ける仕組みはなく、すべて図書館側で判断して所蔵している」とのことでした。やりとりをした結果、「リクエストできる仕組みを作ることを含めて、要望があったことは担当の部署に伝える」との回答をもらいました。</p> <p>しかし、帰宅して、改めて図書館の利用案内を見ると、「所蔵のない資料の予約(リクエスト)」という表現になっており、「図書」とは限定されていません。他の項目では、図書・雑誌にCD等の音響資料を加えた所蔵品全体を「資料」と表現されており、他の図書館との相互貸借制度に関してのみ、対象は「図書・雑誌のみです。CD・カセットテープ・漫画は対象外です。」との注釈があることからしても、リクエストの対象となる「資料」が、「図書」に限定されていないことは明らかだと思います。</p> <p>なぜ利用案内に反して、窓口では、リクエストを「図書」に限定しているのか、ご説明ください。</p> <p>もちろん、リクエストをしたからといって、すべて希望が叶うわけではなく、区立図書館において所蔵するのが適当かどうか判断の上で取捨選択されるのは当然ですが、利用者の要望すら受け付けないというのはいかがなものでしょうか。</p> <p>もし、CDに関して、図書と同様にリクエストを受け付けるのが難しい特段の事情があるのであれば、その旨を利用案内に明記し、併せて、どのような基準で誰がCDの所蔵を決めているのか、明らかにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>世田谷区立図書館では、所蔵のない音響資料（CD）について、購入できる点数が図書資料に比べると限られており、また図書資料のように他自治体図書館から借り受ける制度もないので、リクエストいただいてもご用意できないケースが多く想定されるため、利用者の皆さまからのリクエストをお受けしていません。</p> <p>リクエストに関するホームページ上の表記が不十分であったことにつきまして、誠に申し訳ございませんでした。皆さまの誤解を招かないよう、早急にホームページの表記を修正いたします。ご指摘ありがとうございます。</p> <p>音響資料（CD）の購入にあたっては、年数回の購入検討の会議（音響会議）を設け、購入する音響資料（CD）を決定しております。音楽情報誌・その他のメディア情報の評価を参考とし、客観的評価の定まったものを中心に、可能な限りバランスのとれた収集に努めることにしています。</p> <p>もし音響資料（CD）のリクエスト希望があれば、カウンター職員にお伝えください。購入を検討する際の参考にいたします。</p>	<p>生涯学習部 中央図書館</p>	<p>電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436</p>	<p>令和5年3月13日</p>	
<p><b>学校給食費の無償化について</b></p>	<p>令和5年度（令和5年4月から令和6年3月まで）に限り、学校給食費について支払いが不要となります、とありますが、現在の学校給食の質が担保されるのでしょうか？無償化になったら学校給食のレベルが下がる、美味しくなくなる、が起きないようにするためにどのようなことに取り組むのか知りたいです。</p> <p>学ぶことの以外にも、子どもたちの学校登校へのモチベーションになっている、といっても過言ではない学校給食。とても大切なことだからこそ、無償化！タダだよ！だけを伝えるのではなくその先も伝えて欲しいです。</p>	<p>学校給食は、栄養バランスの摂れた多様な食事を提供することにより、児童・生徒の健康の保持増進を図るとともに、食に関する正しい理解を深めるうえで大変重要な役割を担っています。</p> <p>令和5年度に学校給食費の無償化を実施する予定ですが、無償化とあわせて、高騰する食材費への対応として、令和4年度に引き続き、食材費の増額分（現行の給食費単価10%相当分を上乗せ）を公費負担します。</p> <p>引き続き、国が定める学校給食摂取基準を満たす児童・生徒に必要な栄養量を摂取することはもちろんのこと、給食を通して、子どもたちが豊かな食経験をできるよう様々な食品を活用しながら給食の質の維持・向上を図りつつ、安全・安心な給食提供に努めていきます。</p>	<p>教育総務部 学校健康推進課</p>	<p>電話 03-5432-2696 FAX 03-5432-3029</p>	<p>令和5年3月17日</p>	
<p><b>世田谷区内の図書館</b></p>	<p>他区や他県のように世田谷区内の図書館にも読書通帳を導入してほしい。さすがに区内全部の図書館に導入するのは大変だと思うので、世田谷区内でも1番大きい図書館(もしくは子供向けの絵本が多くあるところ)に1つでもいいので導入お願いします。</p>	<p>読書通帳は図書の貸出履歴を利用者自身が通帳形式に記録するものであり、子どもの読書意欲を高め読書の推進にも効果があると言われてしています。その形態は機械式と自書式の二通りがあります。</p> <p>機械で印字する読書通帳は、専用の機械が1台数百万円と高額であること、また、世田谷区の図書館情報システムでは、個人情報保護の観点から誰がどのような本を借りたのかというような貸出履歴を保持していないことから、世田谷区では導入していません。</p> <p>もうひとつの方式である自書式読書通帳は、本の題名、著者、読了日、簡単な感想等をご自身で記録するものです。</p> <p>世田谷区立図書館では、絵本作家の西巻茅子さんのご協力で「どくしょノート」を作成し全館で配布しています。お子様や保護者の方が読書の思い出を自身で書き残し、また自分の字で記録した読書通帳を読み返すことで、今まで読んだ本の振り返りとなり、次の読書活動へのきっかけづくりにもなるのではないかと考えています。</p> <p>今後とも、第2次世田谷区立図書館ビジョンの基本方針のひとつである「0歳児からの読書を支える図書館」に基づき、子どもの読書活動のより一層の推進に取り組んでいきます。</p>	<p>生涯学習部 中央図書館</p>	<p>電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436</p>	<p>令和5年3月20日</p>	
<p><b>せたがや子育て応援アプリについて</b></p>	<p>せたがや子育て応援アプリが終了するとアプリで拝見しました。子供を産んでから、お出かけ広場や保育園探しや空き情報やおむつ替えが出来る場所やイベント検索などで非常に活用していました。</p> <p>アプリが終了してしまうのは、とっても不便になります。どうか継続して頂けませんか？LINE公式ですと、非常に情報が探しにくく、使いづらいです。ご検討のほど、宜しくお願いします。</p>	<p>せたがや子育て応援アプリをご利用いただき、ありがとうございます。</p> <p>世田谷区では、令和4年12月21日より区公式LINEの機能を拡充し、区公式LINEでも、せたがや子育て応援アプリと、ほぼ同じ情報の発信を開始しました。</p> <p>せたがや子育て応援アプリの運用を令和5年3月31日をもって終了しますが、区公式LINEでは、これまでのせたがや子育て応援アプリから取得できる情報を変わず発信できるよう、同じ機能を移管しております。見え方が変わっているところもありますが、基本的には、せたがや子育て応援アプリの内容にさらに情報を追加するなどしてサービス向上に努めています。</p> <p>今後、区としましては、区公式LINEをより一層使いやすいものにしたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。</p>	<p>子ども・若者部 子ども・若者支援課</p>	<p>電話 03-5432-2523 FAX 03-5432-3016</p>	<p>令和5年3月20日</p>	
<p><b>海外からのマイナンバーカードの暗証番号確認について</b></p>	<p>確定申告を海外からe-Taxでしようとしたのですが、最終的に署名用電子証明書用暗証番号が必要になるとのことでした。私はその番号を忘れてしまったため、暗証番号の送信が出来ません。窓口を探しましたが、電話の窓口しかなく海外にいる今確認する方法がなくて困っています。</p>	<p>この度は、電子証明書のお手続きに関しまして、ご不便をおかけしてしまい、大変申し訳ありません。</p> <p>まず、海外転出の手続きを行い、世田谷区に住民登録がなくなった場合は、マイナンバーカードが失効してしまい、使用することができません。転出のお手続きの際に、窓口へカードをご持参いただいている場合は、マイナンバーカードの券面に「国外転出により返納済み」と記載をし、ご返却しております。</p> <p>海外転出の手続きを行っていない場合については、署名用電子証明書を使用したお手続きは可能でございますが、暗証番号が必要となってまいります。</p> <p>ただし、お電話等で暗証番号を確認することはできません。大変お手数ですが、区内の住民票を取り扱う窓口にてお手続きを行う必要がございますこと、ご了承いただければと思います。</p> <p>この度は、お問い合わせをいただいた内容に対し、お力になれず大変申し訳ございません。</p>	<p>地域行政部 マイナンバー担当課</p>	<p>電話 03-6413-9481 FAX 03-6413-9482</p>	<p>令和5年3月27日</p>	